

スリランカ

スリランカ民主社会主義共和国	宗 教	仏教, ヒンドゥー教, イスラーム教
面 積 6万5600km ²		キリスト教(カトリック, プロテスタント)
人 口 2120万人(2016年央推計)	政 体	共和制
首 都 スリジャヤワルダナプラコッテ (大統領府はコロンボ)	元 首	マイトリパーラ・シリセーナ大統領
言 語 シンハラ語, タミル語, 英語	通 貨	スリランカ・ルピー(1米ドル=145.58ルピー, 2016年平均)
	会計年度	1月~12月



大統領と首相の亀裂が露呈

あら い えつ よ
荒 井 悦 代

概 況

マイトリパーラ・シリセーナ大統領とラニル・ウィクレマシンハ首相が率い、スリランカ自由党(SLFP)と統一国民党(UNP)からなる国民政府は2年目を迎えた。2016年は、大統領(SLFP)と首相(UNP)の亀裂が露呈した。対立は新憲法制定の方向性、内戦末期の戦争犯罪への対処法、付加価値税(VAT)導入など多方面にわたった。マヒンダ・ラージャパクサ前大統領の側近や親族への汚職疑惑に対する捜査が進んだものの、ラージャパクサを支持する統一人民自由連合(UPFA, SLFP)を中心とする政党連合)議員などからなる反対派グループ(JO)の勢力が強まった。

上半期は信用拡大によるインフレ懸念から中央銀行が金利の引き上げなどを行ったことで、物価上昇率は前年度並みを保った。干ばつや税制改革のため年末の物価上昇率は前年同期の3.8%からやや上昇し4.0%となった。輸出は2.2%減、輸入は2.5%増と振わなかったが、観光収入の増加(18.0%増)が貿易収支の赤字を補った。直接投資は前年比34.4%減であった。成長を牽引する要素が少なく、経済成長率は2015年の4.8%から4.4%に下落した。

対外関係では、中国偏重を改めバランス外交を標榜したシリセーナ／ラニル政権は、首相が積極的なトップセールスを行った。中断されていた中国企業によるコロombo港南側の埋め立て事業、ポート・シティ・プロジェクト(PCP)は再開し、ハンバントタ港は中国企業と共同開発することになった。インドとは、経済技術協力協定(ETCA)、北部開発や漁業問題について話し合いが継続された。

国内政治

大統領と首相、SLFPとUNPの対立の背景

シリセーナ大統領とラニル首相による国民政府は、ラージャパクサ打倒を目的

として形成され、SLFPとUNPという2大政党からなる。両党は国民政府形成の覚書を結んでおり、憲法改正や国民和解、汚職追放などに取り組むことを表明している。

2015年8月選挙後の国会の議席はUNPが106議席、UPFAが95議席(うちSLFPが80議席)で、シリセーナが党首を務めるSLFPは議席数でUNPに劣る。そこで数で勝るUNPと大統領を擁立するSLFPの間の政策に微妙な差異が際立ち始めた。UPFAの中心政党であるSLFP内部にラージャパクサの復活を望む一派が根強く残り、SLFP内部で意見の一致が見られないためである。

ラージャパクサを支持する議員らは2015年11月よりJoint Opposition(JO)を名乗りはじめた。しかし彼らはUPFAおよびSLFPを脱しておらず、SLFPも党中央大会でJOを独立した政党と認めないと決定した。訳語は「統一野党」になるのが、厳密には野党といえない(国会における最大野党はタミル国民連合[TNA])。JOは反対派グループにすぎないものの、その数は50人弱に及びSLFPの半数以上に達するため完全に放逐するには大きすぎる。また党首のシリセーナはラージャパクサ政権下で弱体化したSLFPを復活させたいと望んでおり、JOの動向を無視できない。一方JOとしてもSLFPに残ることによって政権与党の地位を享受しつつ、存在感を維持したい。ラージャパクサ支持層は農村部のシンハラ人、軍およびシンハラ急進派であり、選挙キャンペーン時には強い訴求力を持ち、それを利用するためにもシリセーナとしてはJOを手放せない。つまりJOはある程度の人数を有し、自らの強みを理解しているからこそ、シリセーナに対して強硬な姿勢をとっているのである。ラージャパクサやJOはタミルへの権限委譲を含む憲法改正に反対する理由として国家の分断を挙げるが、これはシンハラ仏教徒の権利の庇護者であることを主張するものにほかならない。

深まる亀裂

UNPとSLFPの間の亀裂として、前中央銀行総裁のアルジュナ・マヘンドランが関与した国債発行をめぐる問題が挙げられる。これは2015年2月に行われた国債売却において不正な操作が行われ、マヘンドランの義理の息子の経営する国債引き受け会社が15億ルピーという巨額な不正利益を得て、国家に損失を与えたという疑惑である。この問題は2015年6月にすでに国営企業監視委員会(COPE)が調査したものの、8月に国会議員選挙があったため棚上げとなっていたが、2016年6月に再び市民団体から指摘がありCOPEが調査を開始した。首相はマ

ヘンドランを擁護しようとしたが、SLFPは追及の手を緩めなかった。そのため2016年7月にはマヘンドランに代わりインドラジット・クマラスワミーが総裁に就任することになった。10月末にはマヘンドランの関与と責任を明記したCOPE報告書が提出された。

開発(特別)法(Development [Special] Provisions)に関しても、UNPとSLFP間の溝が露呈した。この法律は地方開発の迅速化や海外からの直接投資の促進を意図したもので、主にUNPの主導で進められた。しかし開発戦略・国際貿易大臣に非常に大きな権限を付与することになり、「スーパー大臣」になってしまうため、SLFPが主導権をもつ各州評議会が次々に否決した。後述するVATやハンバントタ地域の開発についてもUNPの方針に対してSLFPおよび大統領は待ったをかけ、2党間の溝はとくに経済や開発政策において顕著である。

迷走する大統領

UNPとSLFPの間の亀裂が政策運営に影響を与えただけでなく、JOからの突き上げを受けた大統領がJOに配慮して判断を行ったことにより、大統領の優柔不断さが強調された例もある。たとえば10月に大統領は、「汚職・腐敗調査委員会(CIABOC)、犯罪捜査局(CID)や経済犯罪捜査局(FCID)が政治的意図に基づいて捜査を行っている」と、不信感を表明した。これはゴーターバヤ前国防次官や元海軍司令官らが法廷に召喚されたこと、それが国防大臣も兼ねる大統領に知らされていなかったことを受けたものであるが、それまで各方面で調査が進展しており、ラージャパクサへの捜査が及ぶのではないかと国民の期待があった分、衝撃をもって受け止められた。とくに2015年1月の大統領選挙でシリセーナを支持した市民団体は落胆を隠さなかった。JOは、政府が西欧諸国からの圧力を受けて、内戦終結の功労者である軍関係者を戦争犯罪で裁こうとしていると批判しているが、大統領の発言はその批判をかわそうという意図もあったとされる。

また、12月には1818年の官報の取り消し措置が法務大臣より発表された。この官報は、イギリス植民地政府統治下のセイロンにおいて、植民地政府に反乱を企てたキャンディ地方のシンハラ人首長19人の名前を挙げ、反逆者(traitors)と表記したものである。大統領はこれらの人々を新たに「国民の英雄」と呼んだ。一部のシンハラ急進的な団体から植民地時代の官報の取消が求められていたが、これまでにこのような措置が行われたことはなく、異例の取り扱いであった。この決定も、JOの支持基盤であるシンハラ急進派に配慮していることのアピールには

なったが、大統領の政治手腕に疑問符がつく結果となった。

新憲法制定の動き

大統領選挙から1年が経過した2016年1月8日、コロンボで大統領就任1周年記念式典が開催され、大統領は憲法改革について、国の一体性を確保し、仏教の地位を強化し、国民和解および経済発展を促進するためのものと演説した。翌日には首相が全国会議員からなる憲法制定議会の設置動議を国会に提出した。首相の意図には現行の憲法が国会で十分議論されずに制定されたことへの反省が込められている。具体的に首相は、執行大統領制の廃止、選挙における選好票システムの廃止、公平な制度の導入、民主的な権利の強化などをあげ、これらの国民的な課題に憲法による解決策を提示するとした。大統領も演説で執行大統領制の廃止を主張していた。

新憲法制定動議提出直後から、JOは大統領や首相の発言を否定し、連邦制の採用など北部・東部への権限委譲によって国が二分され、仏教が破壊され、軍が弱体化されると危機感をあおった。新憲法の制定は、西欧諸国の歓心を買うためという指摘も出された。また、JOやシンハラ民族の遺産党(JHU)だけでなくSLFPからも修正を求められ、動議の承認は3月になった。最大の修正は、前文中の「国家問題(民族紛争を招いた、少数派タミル人に対する差別・抑圧)の憲法を通じた解決」および「執行大統領制の廃止」が、動議から削除されたことである。なお、新憲法草案が3分の2の賛成を得て可決されれば、同草案は閣議に提出され、その時点で憲法制定議会は解散し、その後国民投票にかけられる。また同草案が議会内で3分の2を得ることができなくても解散されることとなった。

4月には初の憲法制定議会在が開催され、首相を長とする21人からなる運営委員会が設置された。この運営委員会が新憲法の起草に当たる。5月には運営委員会に資料を提供するための6小委員会および専門家パネルが設置された。小委員会には①基本的人権、②司法、③財政、④治安、⑤行政サービス、⑥中央・地方関係をカバーする。

起草準備のため、19人で構成される公聴委員会(代表は法律家ラル・ウィジェナヤケ)が設置された。公聴委員会は全国を回り国民の意見を広く求め2500の個人や団体の意見を聴取したうえ、報告書を5月に提出した。6つの小委員会の報告書は、当初は7月末までに運営委員会に提出することになっていたが6月末の中央銀行総裁の不正疑惑再浮上により、政府に対する不信感が高まったことも

あって作業の進捗がペースダウンした。運営委員会の委員長でもある首相が小委員会から提出された報告書を憲法制定議会に提出したのは11月19日となった。

小委員会の報告書では、とくに中央・地方関係が注目された。小委員会は新たな中央・地方関係が連邦制となるかどうかは明言していないものの、州知事の権限縮減(現行憲法では州知事は大統領に任命され、実質的に中央の意図を代弁するものとなっている)、土地利用に対する州の権限強化、警察権の州評議会への移譲、財政面での州評議会の裁量強化を勧告した。

大統領は、小委員会の報告を受けて12月1日にJOに対して、国家的な問題を解決するためのまたとない機会であり、憲法制定プロセスおよび和解プロセスをでたらめなプロパガンダで台無しにしないよう国会で強く呼び掛けた。

これに対して12月5日にラージャパクサが国会で、2015年1月の大統領選挙で公約として掲げた執行大統領制の廃止や選挙制度の変更について述べられていないことや、権限委譲の問題点などについて批判を行った。

このように公聴委員会および小委員会の報告がなされ、憲法改正の議論の準備が整ったものの、憲法のあり方をめぐっては、SLFPとUNPの間で大きなちがいがあがる。たとえば大統領制の存続については、SLFPは大統領制の存続を、UNPは議院内閣制を主張している。憲法改正の程度については、SLFPは国民投票の必要のない軽微な程度の修正を、UNPは国民投票による新憲法が必要と主張した。12月以降に憲法制定議会においてこれらの意見の相違にかんして具体的な議論が行われるかと思われた。しかし、その後運営委員会が開催されず、草案も憲法制定議会に提出されていない。

ラージャパクサ支持派の動き

ラージャパクサー族や前政権幹部らの逮捕が相次いだ。たとえば、1月にはラージャパクサの次男のヨシータ・ラージャパクサ海軍大尉がTV局のカールトン・スポーツ・ネットワークに関する汚職でFCIDに逮捕された。2月に妻のシランティも、不透明な不動産取引に関して大統領捜査委員会に召喚された。5月、6月、7月にはラージャパクサの弟バジル前経済開発相が、いずれも別件で逮捕された(保釈請求が認められた)。7月には長男で国会議員のナーマル・ラージャパクサが、2013年にラグビー・トーナメントのための資金7000万ルピーを流用した疑いで逮捕された。6月にはラージャパクサ支持の急先鋒であったJHUのガンマンピラ議員らが、偽造した文書を用いて他人の資産を売却し利益を着服した容

疑で逮捕されるなど、前政権の汚職に関する捜査が進んだ。

その一方で、ラージャパクサはコロombo郊外のバッタラムツラに事務所を構え、活動を活発化した。国会や集会での演説も頻度を増した。また、外国訪問も積極的にっており(『重要日誌』参照)、かつて噂された引退の風情はまったくない。

ラージャパクサを支持するJOも集会などで多数の動員をかけて存在感をアピールしている。2月に南部のシーニガマのヒンドゥー寺院で大規模なココナツ割り儀式(願掛けの一種)を行ったのを皮切りに、3月まで全国各地でココナツ割りを伴う政府批判を展開した。7月には50人からなる影の内閣を組織した。また7月末にキャンディ郊外を出発し、5日間かけてコロomboまでの112キロメートルを徒歩でデモ行進した。ラトナプラヤヌゲゴダで行った集会には数万人の支持者を動員した。

SLFPにとどまるJOメンバーらとは別に、G.L. ピーリス元外務大臣がスリランカ人民戦線(SLPP)を立ち上げたことも不確定要因となっている。このようなJOをはじめとするラージャパクサ支持派の勢力拡大に、大統領と大統領支持派のSLFP幹部らは、JOメンバーらにイベントの参加自粛を求めたり、懲罰的な人事異動をすることで対抗している。たとえば、地方選挙区の責任者であるオーガナイザーをJOメンバーからシリセーナ支持者へすげ替えた(2, 4, 8月)。

JOが目標にしているのは、2015年末に任期が切れて以降、延期されている地方選挙の実施である。2016年中に各地で行われた協同組合の組合長の選挙でJO支持を表明する候補者が選出されていることから、JOとしては早期の選挙を望んでいた。しかし政権側が敗北を恐れて反対していると言われている。選挙区割委員会が新選挙区・区割案を12月中旬に発表し、その後に選挙管理委員会が地方選挙のスケジュールを発表することになっていたが、翌年に持ち越しとなった。2017年1月以降も、委員の署名が揃っていないなどの些細な理由で、州評議会・地方政府大臣が区割案の報告書の受け取りを拒否して選挙の実施を阻んでいる。

人権・戦争犯罪をめぐる

2015年10月にスリランカは国連人権理事会においてアメリカと共同決議を提出した(『アジア動向年報2016』)。決議内容は、内戦で接収された土地の返還、テロ防止法(PTA)の廃止、強制失踪防止条約の批准、国内外の判事・検事・弁護士・捜査官を含む独立した司法機関の設立などである。

これを受けて進展があったのは、情報権利法(RTI)および強制失踪の分野に関

してである。RTIは3月に閣議承認され、6月に国会で可決された。RTIは2004年に当時首相だったラニルが提出したものの、国会の解散により議論がなされなかった。RTIの制定により、特定分野を除く広い範囲の公的機関の情報にアクセスする権利が認められるようになり、過去の人権侵害や戦争犯罪に関する情報にもアクセスできると期待される。

大統領失踪者調査委員会(バラナガマ委員会)の報告を受けて、5月に失踪者調査局(OMP)設立が閣議で認められ、8月11日にOMP設置法案が国会を通過した。スリランカでは長年にわたる内紛や政治的混乱により、1万6000人以上の失踪者がいるとされている。OMPが対象とするのは、北・東部州でおきた内戦関連の失踪者、行方不明になった軍人や警察官、政治的混乱での失踪者である。これには2009年まで続いた内戦だけでなく、1972年および1989年の人民解放戦線(JVP)による反乱の関係者も含まれる。OMPは失踪者の搜索、失踪者家族の支援、失踪者データベース作成などを行うことになった。5月には強制失踪条約(強制失踪からのすべての者の者の保護に関する国際条約)の批准もされた。ラージャパクサをはじめとするJOは、OMPは失踪に関与した軍関係者を訴追するために用いられる可能性があり、内戦を終結させた軍に対する裏切りであるとして法案に反対した。

また死亡登録法も改正された。死亡証明書の代わりに失踪証明書の発行を可能とする法案が6月に閣議で承認され、8月25日に可決した。これにより、失踪者の家族は失踪証明書によって失踪者からの遺産の相続や再婚などの行政手続きを進めることができるようになった。

土地の返還は徐々に進んでいる。4月に、「軍事的テロ行為」で失った土地・家屋の返還請求を可能とする法律(時効にかかわる特別措置)法案が国会に提出され、6月に国会で可決された。6月の第32回国連人権理事会でマンガラ・サマラヴィーラ外相は、2018年までに軍はすべての土地を返還すると語った。ただ、イギリスに拠点をおくタミル人団体(British Tamil Forum)の調査では、北部州において約7万エーカーが軍の管理下にあったが、2015年に返還されたのはわずか2500エーカーにすぎなかったとして返還プロセスは政府がアピールするほど進んでいないと指摘している。

5月18日付の文書で、スリランカ人権委員会はPTA下でテロ容疑者を逮捕する際の新たな指針を発表した。これによれば、PTAに基づいて容疑者を逮捕する者は、自身の氏名・身分を容疑者および容疑者家族に明かす、また逮捕される者はその理由を開示される、逮捕の時間、場所、理由は記録にとどめられる、容

疑者は逮捕された旨を家族に連絡できる、などと規定された。その後大統領が関係各所に周知徹底を促した。

人権委員会の指針は、容疑者の逮捕時における扱いの改善をもたらすと思われる。しかし本来、2015年の人権決議はPTA廃止を明記しており、それは後述する一般特惠関税(GSP)プラスの要件にもなっている。PTAに代わる法案は閣議や起草検討委員会下にあるものの、年内に進展はみられなかった。PTAを根拠に逮捕され、裁判が実施されないまま何年も拘置所にいる問題も解決されていない。

内戦中の戦争犯罪や人権侵害を裁く司法メカニズムについては、とくにそこに外国人を介入させるか否かが焦点となっているが、司法メカニズムのあり方についてさえ大統領と首相の間で意見の一致がみられず、議論の緒にも就いていない。たとえば大統領は、スリランカには捜査に必要な専門家が十分存在するという理由を挙げて国際社会の関与を一切認めない考えを示している。一方、首相や外相は外国人専門家の参加の余地を残す発言をしている。

北部の状況

9月に北部州首相のC.V. ヴィグネスワランが率いる団体(タミル人民評議会、TPC)が、エルガ・タミル(タミル人よ立ち上がれ)運動と称してジャフナ砦で1万5000人を動員する大規模集会を行った。タミル国民連合(TNA)から選出されながらも近年TNA幹部らと意見の相違がみられるヴィグネスワランの組織した運動にはTNA以外のタミル政党が参加し、戦争被害を裁く司法メカニズムの未整備、OMPの未設置、タミル人地域における軍の存在、元LTTE要員が裁判を受けずに拘置されたままであること、タミル人地域における仏像の設置、タミル人地域へのシンハラ人移住を批判し、PTA廃止を求めている。これらの問題は、国会を通じた議論では解決されないで人民の運動を起こすべきだというのが、ヴィグネスワランの主張である。

この背景には、2015年1月の大統領選挙で北・東部地域の得票がシリセーナの当選を後押ししたのに、問題がなかなか解決されないどころか、仏教徒のほとんどいない北・東部においても仏像の建設が進むなどの逆行がみられることへの苛立ちがある。また、国会において野党リーダーを務めるTNAのR.サンバンダンやジャフナ選出のM.A.スマニタラン議員への苛立ち、シンハラ・ナショナリスト的主張を前面に出してシンハラ人に訴えかけ、政府批判を行うラージャパクサ勢力の台頭への危機感があるようにみえる。

中央政府やTNAに苛立ちや不信感を抱いているのは、ヴィグネスワラン州首相だけではない。7月にはジャフナ大学におけるセレモニーに、シンハラ風のキャンディアン・ダンサーを用いたいシンハラ人学生とタミル風にしたタミル人学生の間で衝突があり、負傷者が出た。10月には夜、バイクに乗っていたジャフナ大学のタミル人学生が、警察官に撃たれ死亡する事件があった。警察官は逮捕されたもののジャフナ市民はハルタル(ゼネスト)で抗議の意志を示した。

経 済

上半期は信用拡大によるインフレ懸念から中央銀行が1月に準備率を引き上げ、2月と7月に政策金利引き上げを行った。そのため物価上昇率は前年度並みを保った。年度後半にかけて干ばつ(10月)やVAT導入のためやや上昇したものの年末時点で4.0%にとどまった。

輸出は前年比2.2%減で、2年連続で前年比マイナスとなった。紅茶など農産品の落ち込み(6.3%減)と輸出の屋台骨である衣類の伸び悩み(1.3%増)が背景にある。輸入は関税が大幅に引き上げられたため車両輸入が減少したこと、原油価格下落により原油輸入額が減少したことから消費財と中間財の輸入は減っているが、ポート・シティ・プロジェクト(PCP)の再開により投資財のうち機械類および建設資材の輸入がそれぞれ20.3%、16.0%増加して、前年より2.5%増となった。

観光客数の増加率は2013年に前年比26.7%、2014年が同19.8%、2015年が同17.8%と逡減傾向にあり、2016年も14.0%増にとどまりそうである。観光収入は35億ドルに達する見込みであり、海外からの送金(72億ドル)とともに工業製品分野の輸出不振を補う主要外貨獲得セクターとして確立している。

外貨準備高は6月には53億ドル(輸入3.4カ月分)までに落ち込んだが、6月にIMFから15億ドルの拡大信用供与(EFF)が得られることになり、持ち直した。IMFの融資はスリランカの信用状況を好転させ、さらに6億ドルほどの追加融資が見込まれる。

付加価値税(VAT)引き上げ

VAT改定は2016年予算に盛り込まれ、財務省は2016年1月1日より11%から15%に引き上げる予定であったが、制度上の不備により改定は約半年遅れて2016年5月に実施された。しかし最高裁がVATの導入に際して不備があったと違憲

判断を下し、7月11日に差し止め命令を出した。そのため、税率は再び11%に戻された。その後、手続き上の不備が改善されたものの、SLFPがいくつかの修正を求めて法案を再提出した結果、10月末に国会が承認し、11月に再導入された。これにより課税の下限は年間売上額1500万ルピーから1200万ルピーに引き下げられた。対象範囲は民間保健サービス(一部を除く)、通信サービスおよび通信機器、たばこ、粉ミルク、宝石、香水などにも広げられた。このほかに国家建設税(NBT)(2%)の課税対象範囲も通信サービス・電気などの分野に拡大された。

税制改革の目的は、財政赤字の縮減である。スリランカはIMFからの融資を受けるに当たり、財政赤字のGDP比を2016年には5.4%に、2017年には4.7%に削減する目標を立てた(2015年は7.6%)。ただ、税収強化を目的とするなら、国民の2.4%しか所得税を支払っていないという極端に小さいカバー率を拡大する方が効果的である。また貧困層に与える影響などを考慮するならば、高額所得者に所得税を課すほうがよい。しかし、直接税の徴収よりも間接税のほうが実施しやすいとの理由から間接税が引き上げられてきた。だが、VAT引き上げは生活費に直結するため、国民の反対や野党の批判を受けやすいという問題がある。

国民の批判をかわず目的もあり、政府は7月15日に17品目の小売価格の上限を再設定した。ダール豆、干し魚、砂糖、ミルクパウダー、鶏肉、ジャガイモ、タマネギなどで、これらの多くは輸入品である。2015年9月以来スリランカ・ルピーの対ドルレートが13%下落していることもあり、輸入価格上昇による値上りを抑えるためでもあった。

VAT引き上げもあり、政府収入はGDP比14.3%(前年は13.3%)、財政赤字のGDP比は5.4%と改善した。政府とIMFは2020年までに後者を3.5%にすることを目標としている。

関税制度改革など

現政権は、スリランカをインド洋のハブにしようという戦略のもと、それに伴う政策を打ち出した。政府は1869年に導入された関税法を廃止し、近代的な制度を導入しようとした。同時にWTOの貿易円滑化協定を批准し、国家貿易円滑化委員会を設立して備えた。商工会議所などは歓迎しているが、関税制度の変更には関税職員が猛反発し、ストライキで対抗している。

政府は関税制度改革だけでなく、海外との交渉も進めて輸出を促進しようとしている。スリランカは海洋資源を守るため、IUU(違法・無報告・無規制)漁業を

防止する義務を果たしていないとして、2015年1月に水産物をEU内に輸出することが禁じられていたが(警告は2012年11月)、国内の法整備を進めた結果、6月に同禁止措置が解除された。また、スリランカは2010年に失効したGSPプラスの復活についても2016年7月に申請を提出した。前政権で問題視された人権の分野でOMP設置法案などが進んだことから2017年1月にEUが申請を認可したが、最終的な決定にはさらに数カ月を要する見込みである。しかし、最終決定後もEUはスリランカに対して、対テロリズム法制の整備や、子供や女性の保護の分野などで厳しい監視を続けるとしている。

対 外 関 係

現政権は2015年の発足時にそれまでの中国偏重からバランス外交への転換を打ち出したものの、2016年には中国回帰せざるを得なかった。しかし、シリセーナ大統領の外遊先をみるならば(「重要日誌」参照)、2015年に続き積極的な多方面外交を展開したといえる。ラニル首相も同様に積極的に国際ビジネス会議などに参加し、ハブとしてのスリランカの重要性を紹介し、二国間FTAの締結や投資を誘致するべくトップセールスを行った。7月からはシンガポールとFTA交渉を開始した。

バランス外交から中国回帰——PCPは国際金融センターとして再開

2015年初めに工事が中断されたポート・シティ・プロジェクト(PCP)は、2015年末に再開する方向で検討がなされているとの報道があり、2016年1月には政府から正式に駐スリランカ中国大使に再開の通達が行われた。

4月にはラニル首相が訪中し、「中国が提唱した『一帯一路』構想に積極的に参加し、港、空港などのインフラ整備、貿易投資、交通、科学技術などの分野での協力をさらに強化し、文化交流と人的往来を促していく」と表明した。そしてPCP工事再開について合意し、ハンバントタ港プロジェクトの第2フェーズ支援についても中国側から約束を得た。

8月1日には、スリランカ政府と中国港湾工程会社(CHEC)の間でPCPを新たにコロンボ国際金融シティ(CIFC)として合意すると閣議承認された。12日にはコロンボでメガポリス・西部開発省、都市開発局およびCHECの三者で覚書も締結した。2014年の計画では中国に20ヘクタールの土地を無償供与することに

著作権の関係により、
この写真は掲載できません

スリランカ有数の景勝地で進むポート・シティ・プロジェクトの工事(3月15日, AP/アフロ)

なっており、それがインドの危機感をあおったが、新たな覚書では無償供与ではなく、99年リースになっている。埋め立て総面積は233ヘクタールから269ヘクタールに増大し、CHECが求めていた工事中止による損害賠償は取り下げられた。

CIFC 締結の直後に首相が訪中し、改めて港湾と工業団地からなるハンバントタ総合開発で合意した。4月の段階における発表と異なるのは、中国がハンバントタの土地1000エーカーを開発するのではなく、1万5000エーカーを工業団地として開発することになったことである。これにより100万人のスリランカ人に雇用が生まれるとしている。

首相は4月の訪問時に、ハンバントタ港建設を行うために中国から借り入れた債務の株式への転換を提案していた。中国はこれに対してハンバントタ総合開発プロジェクトに協力することは認めたものの、株式への転換ではなく借金の返済を求めたとされる。8月の合意の際も進展はなかった。しかし、10月になって一転し、株式への転換で合意した。

スリランカ政府は、株式への転換によりハンバントタ港運営会社の株式の80%を中国企業に売却することとした。この手続きによってスリランカの対中債務は

80億ドルから68億ドルに圧縮された。招商局国際有限公司(China Merchants Holdings: CMH)がハンバントタ港のオペレーションを行い、スリランカ政府は20%の株式を保有することで共同開発という形式を保っている。

二国間の関係は落ち着いたかのようにみえたが、11月になり駐スリランカ中国大使が、中国による巨大プロジェクトが批判を受けていることに落胆していると表明した。同時にラヴィ・カルナナヤケ財相の中国融資は金利が高い、との指摘に対しては他の途上国と同様の2%を適用していると述べた。

これに対して財相は、ハンバントタ港開発に対する金利は8%であったことを述べ、残りの借入金を金利2%で返済したいと応酬した。二国間に合意文書に収まりきれないわだかまりがあることをうかがわせた。

わだかまりは政府間のみではない。12月に、港の運営が中国に移ることで雇用が失われるのではないかと危機感を抱いた労働者や土地の接収を恐れた農民らが、ハンバントタ港でデモ活動を展開した。ハンバントタ港に集結した労働者と、商業船の保護のために動員された海軍の間で衝突も発生した。

スリランカがバランス外交を標榜するように、中国も対スリランカ外交方針を変更したように見える。すなわち、UPFA 政権時にラージャパクサー族との密接な関係に依存しすぎたため、中国は政権交代後のスリランカに働きかけることができなかった。この点に鑑み、中国はラージャパクサだけでなく、国会議員やジャーナリストを中国に招き、人的交流を深めている。

その後、土地を失うことを恐れた農民らの抗議活動も活発化した。さらにJOは、ハンバントタ総合開発プロジェクト契約にかかわる不透明さを指摘し、大統領に詰め寄った。ハンバントタ総合開発プロジェクトの正式契約は政権発足2周年の2017年1月8日に結ばれるはずであったが延期され、契約内容についても再検討がなされている。

対印関係

スリランカにとって、インドと良好な関係を保つことこそバランス外交の中心であり、経済的な意味も大きい。とくにサービス業の規制緩和を盛り込んだ経済技術協力協定(ETCA)を締結することでインドのバリューチェーンに入り込むことができると期待しており、年内の締結に意欲的であった。ところが、スリランカは国内の障壁を取り払うことができなかった。JOなどが、インドのITや医療などの専門職がスリランカの国内市場を独占すると強硬に反対した。インドは中

国を牽制する目的でスリランカとの関係を強化したいという意図はあったが、両国間の合意を十分形成しないまま ETCA を締結するには至らなかった。

インドは2009年の内戦終結以降、スリランカ北・東部における復興住宅・道路・鉄道建設などの分野で中国と分担するかのようにより事業を行ってきた。今後もトリンコモリーなど北東部の主要都市の開発を担うと見込まれている。

しかし、国内政治の項で述べたように、政府と北部の州首相の対立が鮮明になるにつれ、インドの復興プロジェクトであっても実行が難しくなるケースが出始めている。たとえばインド政府による6万5000戸の住宅建設はプレハブ製の既製品住宅だが、北部州評議会が現地の気候に合わない、価格が高すぎる、ランニングコストが高いと反対し、実施に至っていない。

二国間を隔てるポーク海峡における漁業問題に関しては、10月に共同委員会が設置されたものの、双方の主張に変化はない。スリランカ海域におけるインド漁船の密漁、スリランカ沿岸警備隊によるインド人漁民と漁船の拿捕は続いている。

2017年の課題

2017年には1年以上延期されていた地方選挙や州評議会選挙が行われる見込みである。各選挙区においては SLFP と UNP がそれぞれ単独で立候補者を擁立する。さらに SLFP がシリセーナを支持するグループと JO に分かれてキャンペーンを繰り広げるとなると、結果によっては政府の基盤の弱体化を招きかねない。地方でのラージャパクサ支持は根強く、大統領の支持が揺らぐことになり、新憲法制定の時期のみならず政権の継続にも影響を及ぼしかねない。

2017年3月に国連人権会議が開催され、2015年10月の共同決議の進展が問われることになる。ラージャパクサ政権下で人権問題に関して西欧諸国と軋轢のあったスリランカであったが、シリセーナ／ラニル政権は問題解決に前向きで、西欧諸国は寛容であった。アメリカのトランプ政権がどのような人権政策をとるかによっても、スリランカの今後の取り組みが変化するものと思われる。

中国とは国交60周年記念行事が行われ、二国間の関係強化がなされる可能性がある。しかし、バランスを保とうとするスリランカはインドや日本、ASEAN 諸国などにも FTA 締結などで積極的にアプローチしてゆくだらう。

経済面では、外交面の成果を生かして各国からの直接投資を呼び込むことが期待される。

(地域研究センター研究グループ長)

1月4日▶パキスタン首相ナワズ・シャリーフ来訪(～6日)。5日、マイトリパーラ・シリセーナ大統領、ラニル・ウィクレマシンハ首相と会談。

7日▶コロンボでスリランカ・経済フォーラム2016開催。

8日▶大統領就任1周年記念式典開催。

9日▶首相、憲法制定議会設置動議を国会に提出。

12日▶国会にてテラワダ僧法案提出される。

16日▶中央銀行、法定準備率を1.5%引き上げ。

20日▶首相、ダボスでの世界経済会議でポート・シティ(PCP)の建設の再開を表明。

25日▶ホマガマ治安裁判所、ボドゥ・バラ・セーナ(BBS)のニャーナサーラに司法に対する侮辱罪で逮捕状を発出。

26日▶首相、和解メカニズムづくりのためのタスクフォース(CTF)を設置。

27日▶首相、チャンネル4のインタビューで、和解メカニズムに「国際的な司法関係者の導入を排除しない」と発言。

29日▶政府、西部地域メガポリス計画(WRMPP)発表。

30日▶潘基文国連事務総長、スリランカ政府に和平プロセスの進展を期待と表明。

▶ヨーシタ・ラージャパクサ海軍大尉、経済犯罪捜査局(FCID)が汚職容疑で事情聴取。その後逮捕。

2月3日▶サラット・フォンセーカ民主党政党首、統一国民党(UNP)参加で合意。9日に国会議員に就任。

4日▶独立記念式典、タミル語での国歌斉唱あり。

6日▶国連のゼイド人権高等弁務官来訪

(～9日)。

10日▶最高裁、テラワダ僧法案に対し、成立には国会における3分の2の賛成と国民投票を必要とする判断。

12日▶スリランカ自由党(SLFP)中央委員会、「統一野党」(JO)を独立した政党と認めず、党や党幹部を批判する党員の処罰を確認。

▶前大統領のマヒンダ・ラージャパクサ、パッタラムラに新事務所開設。

17日▶大統領、ドイツでメルケル首相と会談。19日にはオーストリアのフィッシャー大統領と会談。

19日▶中央銀行、政策金利を0.5%引き上げ。

23日▶閣議で、憲法制定プロセス開始が提起される。

▶ニュージーランド首相のジョン・キー、来訪。24日、大統領と首相を表敬。

24日▶SLFP中央委員会、JOに関わるイベントや議論に党員の参加を禁止。

25日▶スリランカ全土で約2時間の停電。

28日▶ラージャパクサ、「親族や近親者がまもなく逮捕されるだろう、自分も逮捕されるだろう、それでもSLFPに残る」とメディアに語る。

29日▶SLFPの県・選挙区オーガナイザー26人を大統領が任命。

3月8日▶首相、国会で付加価値税(VAT)の15%への引き上げを提案。

▶フセイン・パキスタン大統領来訪。

9日▶国会、全会一致で憲法制定議会任命決議を承認。

10日▶閣議、PCP建設再開を承認。

11日▶首相、憲法改革に関する公聴委員会報告書の提出後の5月にも新憲法の草案作成作業を始めると発表。

13日▶全土で停電。この6カ月で3度目。

14日▶首相名で、駐スリランカ中国大使の易先良に対しPCPはすでに建設再開条件を備え、建設を再開することができることを確認したと通達。

15日▶UNP、JOが開発政策をサボタージュしているとして大規模集会。

17日▶JOによる反UNPのデモ。ラージャパクサも参加し演説。

24日▶JO、財相の不信任案を国会議長に提出。

4月3日▶アンバラントタのホテル建設現場で中国人労働者とスリランカ人労働者が衝突。

5日▶第1回憲法制定議会開催。

▶JO、チャンピカ・ラナヴェカ西部開発相の不信任案を提出。

7日▶首相、李克強首相と北京人民大会堂で会談。8日に習近平国家主席と会談。PCPを加速することで合意。

22日▶北部州評議会、北・東部州を1つの単位とする州の設立を目的とする決議可決。

23日▶ラージャパクサ、タイ訪問。

28日▶マスメディア省次官、JOを応援するために複数のメディアが違法で非倫理的なメディア利用をしていると語る。

▶米・スリランカ貿易・投資枠組み協定合で、サマンサ・パワー米国連代表、「アメリカはスリランカを支援する」と表明。

▶IMFと15億ドルの融資で仮合意。

5月2日▶VATを11%から15%に引き上げ。

3日▶ラージャパクサの警護体制変更をめぐる国会で乱闘騒ぎ、一時休止。

5日▶第2回憲法制定議会開催。6つの小委員会と専門家パネル設置。

10日▶ラージャパクサ、ウガンダ訪問。

11日▶大統領、イギリス訪問。12日キャメロン首相と会談。

12日▶経済犯罪捜査局(FCID)、バジル・

ラージャパクサを逮捕。当日保釈。

13日▶大統領、インド訪問。モディ首相と会談。

15日▶全国で大雨。各地で浸水被害。

17日▶ケーガッラ県アラナヤケで地滑り発生。

23日▶犯罪捜査局(CID)、ラグビー選手のタジュディーン殺害に関し、前西部州警察幹部を逮捕。

24日▶閣議、失踪者調査局(OMP)設置を承認。

25日▶国会で強制失踪条約を批准。

26日▶大統領、G7サミットのアウトリーチ会合出席のため訪日。安倍首相より、経済協力に380億円、巡視艇2隻の供与など18億円、国民和解に17億円支援表明される。

28日▶首相、ロータリー国際大会出席のため韓国訪問。

6月5日▶コロボ県コスガマの陸軍基地で爆発事件発生。

6日▶バジル・ラージャパクサ、不透明な不動産取引の疑いでFCIDに逮捕・保釈。

7日▶閣議、死亡登録法改正について承認。

9日▶JO、財相への不信任動議提出。賛成51、反対145、欠席28で否決。

10日▶インド政府、タミル・ナードゥ州漁民に45日間の禁漁を命令。

▶ラージャパクサ、訪日。

15日▶人民解放戦線(JVP)の前党首のソーマワンサ・アマラシンハ、死去。

16日▶EU、スリランカの水産物輸出規制解除を承認。

18日▶シンハラ民族の遺産(JHU)議員のウダヤ・ガマンピラ、逮捕。

24日▶国会で情報公開法案(RTI)可決。

7月2日▶大統領、インドラジット・クマラスワミーを中央銀行総裁に任命。

7日▶JO、影の内閣を設置。

8日▶中国外相の王毅、来訪。シリセーナ政権になって初の中国政府幹部の訪問となる。大統領と会談。9日、首相と会談。

11日▶FCID、ナーマル・ラージャパクサを逮捕。7000万^{ルピー}の不正使用。

▶最高裁、VATに差し止め命令(暫定)。

13日▶米国務次官補のビスワル、首相と会談。

14日▶マリノフスキー米民主主義・人権・労働担当次官補、東部州首相と会談。

15日▶サンデー・リーダー紙編集者のラサント・ウィクラマトゥング殺害容疑で軍情報局長、逮捕。

16日▶ジャフナ大学でシンハラ人学生とタミル人学生が衝突。大学閉鎖。

17日▶首相、シンガポール訪問(～19日)。18日にリー・シェンロン首相と会談。

18日▶バジル・ラージャパクサ、デヴィネグマ資金流用疑惑で逮捕。

21日▶首相、国会でUNPとSLFPによる国民政府は、さらに5年間継続されると発言。

25日▶大統領、JO議員らと話し合い。SLFPの党内宥和を要望。

28日▶パーダ・ヤトラ(反政府デモ)、キャンディのガラハ交差点からスタート。8月1日コロンボに到着。

▶中銀、政策金利を0.5^{ポイント}引き上げ。

8月1日▶首相、世界イスラーム経済フォーラム出席のためインドネシア訪問(～3日)。

▶閣議、正式にPCP承認。

4日▶SLFP中央委員会、パーダ・ヤトラ参加者に対して厳罰措置を決定。

5日▶ラージャパクサ、韓国訪問。

9日▶コロンボでETCA(経済技術協力合意)に関してインドと公式協議。

▶最高裁、VAT関連法案が閣議で承認さ

れる前に国会に提出され、憲法上の手続きに反する、として無効と判断。

11日▶米国務次官補(経済商務担当)チャールズ・リブキン来訪。

▶OMP法、国会通過。23日に議長が署名。

12日▶ノルウェー首相のエルナ・ソルベルグ、来訪。

▶中国企業とコロンボ国際金融シティ(CIFC)合意に署名。

13日▶首相、訪中(～17日)。15日、中国とハンバントタ総合開発で合意に署名。16日、深圳視察。

15日▶FCID、ナーマル・ラージャパクサを株式の違法購入で逮捕。

19日▶連立政権発足1周年記念式典開催。

25日▶死亡登録法修正案可決。

31日▶潘基文国連事務総長、来訪。大統領、首相と会談。9月1日にゴール、2日にジャフナを訪問。

9月1日▶首相、インド洋会議に出席のためシンガポール訪問(～3日)。

▶ラージャパクサ、マレーシア訪問(～4日)。

4日▶クアラルンプール国際空港でアンサル駐マレーシア大使が暴徒に襲撃される。

8日▶2011年のバーラタ・プレマチャンドラ元国会議員殺害でドゥミンダ・シルバSLFP議員に死刑判決。

13日▶閣議、VAT改正法案を承認。

18日▶大統領、第71回国連総会に出席するため訪米(～26日)。

24日▶ジャフナでエルガ・タミル運動。約1万5000人が参加。

29日▶首相、ニュージーランド訪問。

30日▶外務省、第19回南アジア地域協力連合首脳会議出席見合わせを発表。

10月4日▶首相、訪印(～6日)。6日にモ

ディ首相と会談。

7日▶大統領, タイ訪問(～10日)。

8日▶JO, ラトナプラで大規模な反政府集会開催。

10日▶国連少数者問題特別報告者, 来訪(～20日)。

12日▶大統領, 汚職・腐敗調査委員会, CID, FCIDに不信感を表明し, 政治的意図で動いていると批判。

15日▶大統領訪印。ゴアで開催のBRICSアウトリーチ会合に出席。

▶首相, ベルギー訪問(～20日)。EUによる一般特惠制度(GSP)プラス復活について交渉。

20日▶ジャフナ大学のタミル人学生, 警官に撃たれて死亡。22日, 警官5人逮捕。

21日▶カルピティヤの漁師ら, 違法漁業の停止を求めてデモ。これを鎮圧するために警察が特別警察の出動を要請。

25日▶ジャフナで学生射殺に抗議するハルタル(ゼネスト)。

26日▶国会でVAT改正法案可決。

27日▶首相, 予算演説で1500日計画発表。

28日▶国営企業監視委員会, 報告書を国会に提出。国債問題では前中銀総裁に責任があり, 法的措置が取られるべきと勧告。

30日▶大統領, タイ訪問。プーミボン前国王弔問。

▶LCCのミヒンランカ航空, 操業停止。

11月1日▶駐スリランカ中国大使, 財相が中国資本による巨大開発プロジェクトを批判したことに落胆を表明。

2日▶「我々のスリランカ自由党」, 党名を「スリランカ人民戦線」に改名。元外相のG. L. ピーリス, 議長に就任。

3日▶首相, 香港訪問。ドイツによるアジア太平洋会議出席。

▶コロンボでインド・スリランカ防衛対話開催。

5日▶テロ捜査局(TID), テロ防止法(PTA)に基づきAAVAギャング・メンバーを逮捕。

6日▶大統領, 訪印。

8日▶政府, ハンバントタ港の株式の80%を中国企業(招商局国際有限公司)に売却すると決定。

10日▶財相, 2017年度予算発表。

19日▶首相, 6つの小委員会の報告書を憲法制定議会に提出。

23日▶ラージャバクサ, 中国の招きで訪中(～12月1日)。

28日▶スリランカ海軍主催の国際海洋会議「ゴール・ダイアローグ2016」開催(～29日)。

29日▶V. ムラリタラン(通称カルナ), FCIDに出頭後逮捕される。

12月1日▶首相, 香港訪問。エコノミスト誌主催のサミットに出席。

6日▶首相, 1981年のジャフナ図書館火災について謝罪表明。

7日▶ハンバントタ港の労働者ら, 抗議行動を起こす。

8日▶大統領, 1818年の官報で反逆者とされた19人のリーダーらの名誉回復。

10日▶ハンバントタ港に足止めされていた日本商船, 出港。

▶海軍幹部, ハンバントタ港でジャーナリストに暴言。

12日▶タジキスタン大統領, 来訪(～14日)。

15日▶大統領, マレーシア訪問。

▶首相, ハンバントタ港のすべての労働者の雇用を保障する, と発言。

31日▶デリーでインド・スリランカ漁業協議。

参考資料 スリランカ 2016年

① 国家機構図(2016年12月末現在)



② 政府要人名簿(2016年12月末現在)

大統領	Maithripala Sirisena
首相	Ranil Wickremesinghe
大臣	
農業	Duminda Dissanayake
仏教	Wijayadasa Rajapaksa
国防	Maithripala Sirisena
災害管理	Anura Priyadharshana Yapa
教育	Akila Viraj Kariyawasam
財務	Ravi Karunanayake
漁業・水産資源	Mahinda Amaraweera
外務	Mangala Samaraweera
海外雇用	Thalatha Atukorala
保健・栄養・伝統医療	Rajitha Senaratne
内務	Vajira Abeywardena
住宅・建設	Sajith Premadasa
産業・商業	Rishad Bathiudeen
法務	Wijayadasa Rajapaksa
労働・労働組合	W.D.J. Seneviratne
土地	John Amarathunga
法と秩序・南部開発	Sagala Ratnayake
マハヴェリ開発・環境	Maithripala Sirisena
国家政策・経済	Ranil Wickremesinghe
国会改革・メディア	Gayantha Karunathilaka
石油・ガス	Chandima Weerakkody
プランテーション産業	Navin Dissanayake
港湾	Arjuna Ranatunga
郵政・イスラーム問題	Mohamad Hasheem Abdul Haleem
電力・再生可能エネルギー	Ranjith Siyambalapatiya
行政	Ranjith Madduma Bandara
復旧・再定住・ヒンドゥー問題・刑務所改革	D.M. Swaminathan
農村経済	P. Harison

技能開発・職業訓練	Mahinda Samarasinghe
スポーツ	Dayasiri Jayasekara
技術・技術教育・雇用	Susil Premajayantha
通信・デジタルインフラ	Harin Fernando
運輸	Nimal Siripala de Silva
高等教育・幹線道路	Lakshman Kiriella
高地インフラ・コミュニティ開発	Palani Digambaram
都市開発・水道	Rauff Hakeem
女性・子供	Chandrani Bandara
観光・キリスト教関連	John Amarathunga
ワヤンバ開発・文化	S.B. Navinne
開発戦略・国際貿易	Malik Samarawickrema
灌漑	Vijith Vijayamuni Zoysa
メガポリス・西部開発	Patali Champika Ranawaka
国民統合・和解	Maithripala Sirisena
国民対話・公用語	Mano Ganesan
一次産品輸出促進	Daya Gamage
州評議会・地方政府	Faiszer Musthapha
公企業開発	Kabir Hashim
社会福祉	S.B. Dissanayake
持続的開発・野生動物	Gamini Jayawickrema Perera
特別任務	Sarath Amunugama (Dr.)
地域開発	Sarath Fonseka

国務大臣

農業	Wasantha Aluvihare
国防	Ruwawn Wijewardene
教育	V.S. Radhakrishnan
財務	Laxman Yapa Abeywardena
漁業・水産資源	Dilip Weddearahchi
産業・商業	Champika Premadasa
労働・労働組合	Ravindra Samaraweera
土地	TB Ekanayake
国家政策・経済	Niroshan Perera

復旧・再定住・ヒンドゥー問題・刑務所改革
M.L.A.M. Hizbulla
技能開発・職業訓練 Palitha Range Bandara
技術・技術教育・雇用 Lakshman Seneviratne
高等教育・幹線道路
Mohan Lal Grero(高等教育)
Dillan Perera(幹線道路)
都市開発・水道 Sudarshini Fernandopulle
女性・子供 Vijayakala Maheswaran
開発戦略・国際貿易
Arjuna Sujeewa Senasinghe
灌漑 Wasantha Senanayake
国民統合・和解 A.H.M. Fouzie

副大臣

仏教 Sarathie Dushmantha
災害管理 Dunesh Gankanda
外務 Harsha De Silva
海外雇用 Manusha Nanayakkara
保健・栄養・伝統医療 Faizal Cassim
内務 Nimal Lansa Warnakulasuriya
住宅・建設 Indika Bandaranayake
法務 Sarathie Dushmantha
マハヴェリ開発・環境 Anuradha Jayaratne
国会改革・メディア
Karunarathna Paranawithnaga
石油・ガス Anoma Gamage
プランテーション産業
Lakshaman Wasantha Perera
港湾 Nishantha Muthuhettigama
郵政・イスラーム問題 Dulip Wijesekara
電力・再生可能エネルギー Ajith P. Perera
行政 Susantha Punchinilame
農村経済 Ameer Ali Sabdeen
スポーツ H.M.M. Harees
通信・デジタルインフラ
Tharanath Basnayake

運輸 Ashoka Abeyasinghe
観光・キリスト教関連 Arundika Fernando
ワヤンバ開発・文化 Palitha Thewarapperuma
メガポリス・西部開発
Lasantha Alagiyawanna
公企業開発 Eran Wickramaratne
社会福祉 Ranjan Ramanayake
持続の開発・野生動物 Sumedha G. Jayasena

(出所) スリランカ政府ウェブサイト (<http://www.president.gov.lk/the-cabinet/>) より筆者作成。

主要統計 スリランカ 2016年

1 基礎統計

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016 ¹⁾
人口(100万人)	20.67	20.89	20.42	20.58	20.77	20.96	21.20
労働力人口(100万人) ³⁾	8.1 ²⁾	7.9	7.8	8.0	8.0	8.2	8.3
消費者物価上昇率(%) ⁴⁾	-	-	-	-	-	3.8	4.0
失業率(%)	4.9	4.2	4.0	4.4	4.3	4.7	4.4
為替レート(1ドル=ルピー, 年平均)	113.06	110.57	127.60	129.11	130.56	135.94	145.60

(注) 1) 暫定値。2) 北部州は含まない。3) 労働力人口は2010年は10才以上、2011年以降は15才以上。

4) 2015年11月より基準年が2013年に変更された。年末の対前年比。

(出所) Central Bank of Sri Lanka, *Annual Report, KEY ECONOMIC INDICATORS*.

2 支出別国民総生産(名目価格)

(単位: 100万ルピー)

	2012	2013	2014 ¹⁾	2015 ¹⁾	2016 ²⁾
民間消費支出	5,691,714	6,483,669	6,981,947	7,677,131	8,003,789
政府消費支出	665,831	745,684	868,059	984,755	1,015,107
総資本形成	3,410,511	3,189,326	3,347,638	3,114,674	3,723,875
財/サービス輸出	1,730,467	1,949,158	2,185,039	2,301,065	2,538,695
財/サービス輸入	2,766,060	2,775,711	3,021,531	3,125,931	3,442,490
国内総生産(GDP)	8,732,463	9,592,125	10,361,151	10,951,695	11,838,975

(注) 1) 改定値。2) 暫定値。

(出所) 表1に同じ。TABLE 9.

3 産業別国内総生産(実質: 2010年価格)

(単位: 100万ルピー)

	2012	2013	2014 ¹⁾	2015 ¹⁾	2016 ²⁾
農業・漁業・林業	592,443	611,676	639,696	670,106	641,943
鉱工業	1,520,844	1,565,642	1,606,869	1,669,558	1,732,672
うち製造業	1,235,988	1,263,921	1,296,100	1,359,694	1,383,461
建設業	514,757	553,438	611,842	595,115	683,604
卸売・小売、運輸・倉庫、ホテル・飲食業	1,792,678	1,840,272	1,905,136	1,997,097	2,064,738
情報・通信	36,674	39,510	44,078	48,892	52,802
金融・保険	433,714	456,863	485,201	574,602	642,788
不動産	369,719	417,024	444,049	489,217	509,993
専門・技術・事務	155,741	161,963	166,489	154,239	149,382
行政・国防・教育	726,619	686,499	723,918	749,757	786,529
その他(自営を除く)	730,316	803,514	839,633	869,640	881,221
租税	748,362	744,923	791,696	857,040	894,005
補助金	33,351	35,121	33,174	41,373	27,650
国内総生産(GDP)	7,588,517	7,846,202	8,235,429	8,633,890	9,012,026
実質GDP成長率(%)	9.1	3.4	5.0	4.8	4.4

(注) 1) 改定値。2) 暫定値。

(出所) 統計局ウェブサイト (http://www.statistics.gov.lk/national_accounts/dcsna_r2/reports/summary_tables_2016_english.pdf, Table3)。

4 輸出・輸入分類

(単位：100万ドル)

		2012	2013	2014	2015	2016 ¹⁾		
輸	出	9,773	10,394	11,130	10,547	10,310		
農	業	2,332	2,581	2,794	2,482	2,326		
工	業	7,371	7,749	8,262	8,017	7,940		
鉱	業	61	64	74	48	44		
輸	入	19,190	18,000	19,417	18,935	19,400		
消	費	2,995	3,183	3,853	4,714	4,319		
中	間	11,578	10,554	11,398	9,638	9,870		
投	資	4,590	4,253	4,152	4,567	5,198		
貿	易	収	支	-9,417	-7,609	-8,299	-8,389	-9,090

(注) 1) 暫定値。

(出所) Central Bank of Sri Lanka, "Press Release." (2017年3月27日)。

5 国際収支

(単位：100万ドル)

		2012	2013	2014	2015 ¹⁾	2016 ²⁾					
経	常	収	支	-3,982	-2,607	-2,018	-1,883	-1,942			
貿	易	収	支	-9,417	-7,609	-8,287	-8,388	-9,090			
輸	出	9,774	10,394	11,130	10,546	10,310					
輸	入	19,190	18,003	19,417	18,935	19,400					
サ	ー	ビ	ス	収	支	1,262	1,180	1,880	2,325	2,879	
第	一	次	所	得	収	支	-1,219	-1,817	-1,839	-2,013	-2,184
第	二	次	所	得	収	支	5,392	5,639	6,227	6,193	6,453
金	融	収	支	4,263	3,064	1,536	2,312	2,117			
直	接	投	資	877	868	827	627	661			
証	券	投	資	2,126	2,068	2,065	686	993			
金	融	派	生	商	品	…	…	…			
そ	の	他	投	資	2,021	1,239	192	1,354	-9		
外	貨	準	備	760	1,112	1,548	354	-472			
誤	差	脱	漏	-412	-590	393	-476	-201			

(注) 1) 改定値。2) 暫定値。

(出所) Central Bank of Sri Lanka, *Annual Report 2017*, TABLE 84.